

国内木質バイオマスのライフサイクルGHGの確認方法について

令和5年11月
林野庁木材利用課

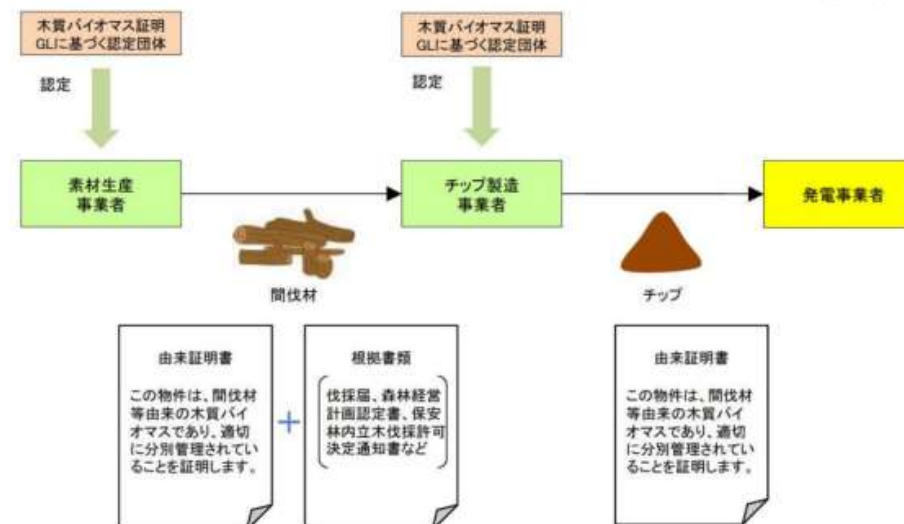
国内木質バイオマス等のライフサイクルGHG確認方法の方向性

- 前述の確認スキームの要件の整理を踏まえ、国内木質バイオマス等のライフサイクルGHG確認方法の方向性として、以下のとおりに進めるものとしてはどうか。
 - ✓ 既定値の確認は、サプライチェーン上の情報収集と、既定値の区分との照合により目的が達成される、比較的簡易なものであることから、**まずは既定値の確認スキームの構築を目指す。**
 - ✓ **スキームの構築に当たっては、サプライチェーン上の情報収集と、客観性や信頼性の確保を前提とする。**
- なお、構築に当たっては、**FIT制度において現状運用されているサプライチェーン上の情報を収集・把握する仕組みを参考としつつ、必要に応じこれらを改良・強化することも検討してはどうか。**

木質バイオマス証明ガイドラインを活用したライフサイクルGHG確認方法の可能性

- 第19回WGにおける林野庁の説明を踏まえると、木質バイオマス証明ガイドラインを活用する場合の確認の特徴として、以下の点が挙げられる。
 - ✓ 現行のガイドラインでは、バイオマス燃料の由来に関する情報を、実際の調達時に、サプライチェーンを通じて最終消費者である発電事業者に伝達することとしている。
 - ✓ ライフサイクルGHGの確認方法として活用する場合は、伝達内容として、第19回WGにおいて示した既定値の区分に関する情報を含めるように仕組みを改良・強化する必要がある。

木質バイオマス証明ガイドラインの仕組み



国内木質バイオマスのライフサイクルGHG確認方法

ライフサイクルGHGに係る報告内容 ②確認手段

第20回WG資料3より抜粋

前述の検討結果を踏まえ、以下のとおり確認方法の整備を進めることとなった。

●既存認証スキームの整備

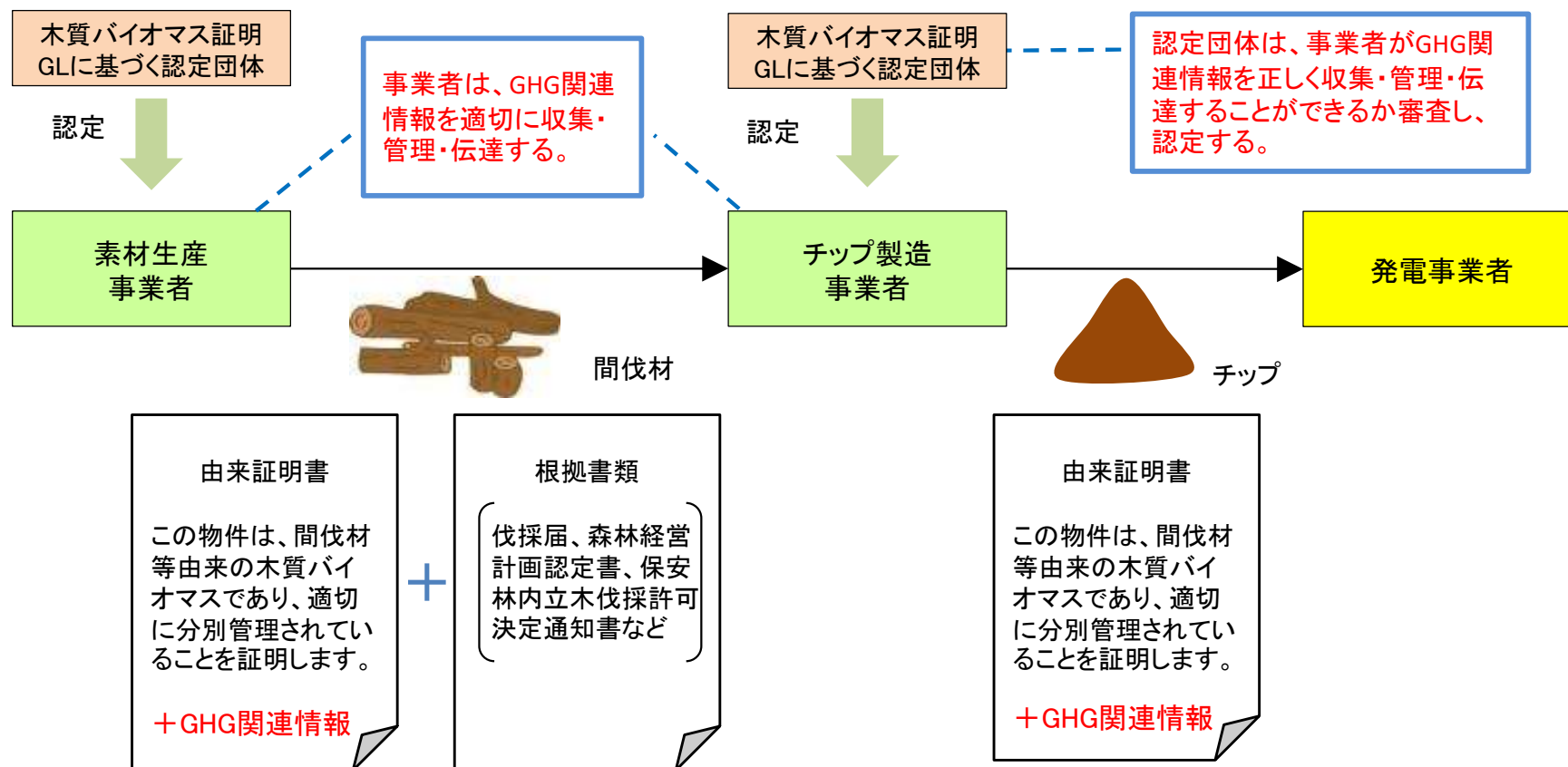
- ✓ **農産物の収穫に伴って生じるバイオマス**：GGL、ISCC、RSBに対し、可能な限り早期に、FIT/FIP制度が求めるライフサイクルGHGの水準を満たす基準の整備・改定を進めるよう調整を進める。なお、非可食かつ副産物であるとされた新規燃料候補についても、新規燃料としての追加が確認され次第、ライフサイクルGHGも確認できるよう、各既存認証スキームと調整を進める。
- ✓ **輸入木質バイオマス**：SBPに対し、可能な限り早期に、FIT/FIP制度が求めるライフサイクルGHGの水準を満たす基準の整備・改定を進めるよう調整を進める。但し、持続可能性については、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に相当する内容を確認できることを条件とする。

●FIT/FIP専用の新スキームの整備

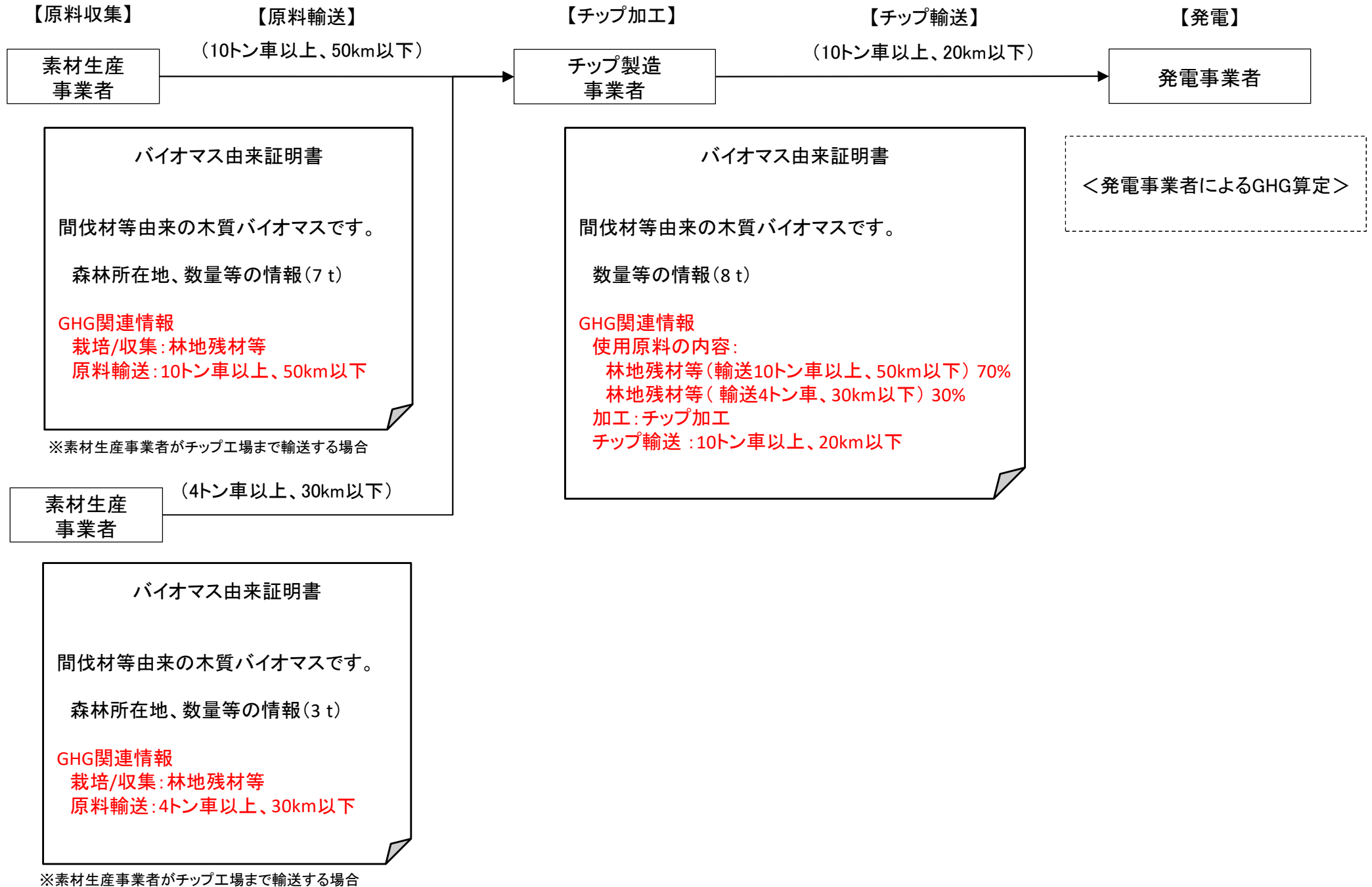
- ✓ **国内木質バイオマス**：FIT/FIP制度において現状活用されている木質バイオマス証明ガイドラインの仕組みを参考としつつ、これをを改良・強化し、ライフサイクルGHGの確認方法として活用する。改良・強化に当たっては、①認定団体のGHG確認に係る役割等を明確化するとともに、②行政が認定事業者の実態把握を行う方向で検討する。
- ✓ **その他のバイオマス（メタン発酵ガス、一般廃棄物、産業廃棄物、建設資材廃棄物）**：より簡便にライフサイクルGHGが排出量の基準を下回ることを確認する方法を検討する。

国内木質バイオマスのライフサイクルGHG確認方法

- 国内木質バイオマスの由来に関する情報（「間伐材等由来木質バイオマス」「一般木質バイオマス」）については、木質バイオマス証明ガイドラインに基づき、認定団体からの認定を受けた事業者（認定事業者）が、適切な分別管理を行った上で、証明書の連鎖により発電事業者に伝達。
- 国内木質バイオマスのGHG関連情報（輸送距離等の情報）についても、由来の情報と合わせて伝達することとする（2022年度以降の認定かつ1,000kW以上の案件で、既定値を利用する場合）。また、各事業者がGHG関連情報を適切に収集・管理・伝達できることについて、認定団体が審査・認定することとする。
- 林野庁及び資源エネルギー庁は、事業者のGHG関連情報の収集・管理・伝達の実施状況について、現地調査等により、実態把握する。



木質バイオマスのGHGに関する情報の流れ(イメージ)【国産・チップ】



国内木質バイオマスのGHG確認に係る認定について

- 認定団体は、事業者がGHG関連情報を正しく収集・管理・伝達することができるか審査し、認定する。
- 認定した後も、検査や実績のとりまとめ・公表等により、ライフサイクルGHGの信頼性の確保を図る。

GHG対応の認定に係るバイオマス証明ガイドラインの改正点（下線部）

項目	内容
認定基準	・分別管理（分別保管に必要な場所があること、分別管理の方法を定めていること） ・<u>（国内木質バイオマスについての）GHG関連情報の管理等の方法を定めていること</u> ・帳票管理（入出荷等の情報整理、関係書類の5年間保存） ・責任者の選任
認定審査（3年ごと）	・認定団体は、事業者から提出された申請書に基づき書類審査し、必要がある場合は現地審査を実施する。<u>ただし、GHG対応に係る初回の認定審査については現地審査を実施する。</u>
検査	・認定団体は、認定事業者に対して、ガイドラインの運用状況について検査することができる。<u>ただし、GHG対応に係る認定を受けた事業者に対しては、毎年度書類検査を実施する。</u>
認定事業者の公表	・認定団体は、認定事業者の名称、認定番号<u>（GHG対応の認定を受けた事業者については、それが判別できる番号）</u>、認定年月日、を団体HP等に公表。
認定事業者からの実績報告のとりまとめ・公表	・認定団体は、認定事業者からの実績報告<u>（GHG対応に係る実績を含む）</u>をとりまとめてその概要を公表。

※下線部が現行のバイオマス証明ガイドラインからの追加事項（ライフサイクルGHG確認の適用対象となる発電施設（2022年度以降にFIT・FIP認定を受けた1,000kW以上の発電案件）への燃料供給に関わる事業者を認定する際に適用される項目）